

議案第103号

京丹後市過疎地域振興基金条例の一部改正について

京丹後市過疎地域振興基金条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和3年9月16日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が令和3年3月31日に失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市過疎地域振興基金条例の一部を改正する条例

京丹後市過疎地域振興基金条例（平成22年京丹後市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市過疎地域振興基金条例(平成22年京丹後市条例第31号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市過疎地域振興基金条例</p> <p>平成22年11月30日 条例第31号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市の区域における過疎地域(<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)</u>第2条に規定する過疎地域をいう。以下同じ。)における地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、京丹後市過疎地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p>	<p>京丹後市過疎地域振興基金条例</p> <p>平成22年11月30日 条例第31号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市の区域における過疎地域(<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)</u>第2条に規定する過疎地域をいう。以下同じ。)における地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、京丹後市過疎地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>